

## 移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両や停留所のハード面の取り組みに加え、乗務員による車椅子使用者の乗降や車椅子の固定のための設備の使用法の習熟、その他の高齢者、障害者等への適切な対応を行うための教育を取り組んでいく。

### II 移動等円滑化に関する措置

#### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
全営業所	交通バリアフリーに基づき、車いすスペースは低床（高さ約 30 c m）部分の拡大、車いす固定装置の改善、反転式スロープの採用、ベビーカー等も利用しやすいフリースペースの設置、足元のスペースを広げ乗り心地と輸送の安全面を確保するノンステップ車両をさらに導入する予定。

#### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者手帳の代わりに専用のスマートフォンアプリを提示することにより割引を行うサービス	2019年7月1日よりスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」提示による割引運賃適用の導入。 ・障害者手帳の紛失ならびに個人情報の漏洩リスクの軽減。 ・手帳からスマホにより情報開示における心理的負担を有する。 ・顔写真などいつでも更新が可能。 ・確認すべき情報（等級・種別）をひと目で把握。 ・紙からデータ化により不正利用を抑制。

#### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者のお客さまとの情報共有	年に1回三多摩肢体障害者協議会との懇談会を行い、情報共有を図っており、またご要望書について回答や検討を行っている。 ・病院が含まれている路線への運行本数の見直し。 ・スロープ板を使用する際の安全な角度について。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす・ベビーカーご利用のお客さまに対して円滑な対応の教育訓練	弊社作成の「乗務員教育DVD」を通して、新人運転士の入社時、入社3ヶ月、入社12ヶ月、入社60カ月の時に研修を行い、年に1回各営業所の班別業務研修を行っている。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

・ユニバーサルマナー検定取得により、高齢者や障害者への基本的な向き合い方やお声かけ方法を学び多様な方々の心理状況を考えるワークを行った。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ユニバーサルマナー検定取得促進	本社勤務の部長・次長・課長・副長。各営業所の所長・副所長・助役の取得。 今後、取得者を増やす予定。	より良い接遇について指導教育をするため。

V その他計画に関連する事項

- ・バス停留所の乗車位置に点字ブロックの設置に努めている。
- ・乗降口と停留所の隙間を小さくする正着性向上に努めている。
- ・スマホやバス停の行燈にバスロケ設置に努めている。
- ・行先方向幕のLED表示の改良（19色）を行った。
- ・1車両にドライブレコーダ5か所設置している。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。